

「除去土壌の処分に関する検討チーム」の運営について

除染等の措置に伴い生じた除去土壌の埋立の処分方法の考え方について検討することを目的として、環境回復検討会の下に設置された「除去土壌の処分に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）の運営は以下により行うこととする。

1 検討事項

福島県外の除染等の措置により生じた除去土壌を対象として、以下の事項について検討する。

- (1) 除去土壌の埋立の処分方法における安全確保の考え方
- (2) 除去土壌の埋立の処分方法における安全確保の要素
- (3) その他除去土壌の処分に係る事項

2 検討チームの構成

- (1) 検討チームは、上記 1 の検討事項に関する専門的知見を有する学識経験者等をもって構成する。
- (2) 検討チームには、委員の中から事務局が指名する座長を置く。
- (3) 座長は、検討チームの議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討チームに、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 事務

検討会の事務は、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室において行う。

4 その他

検討チームは、公開とする。

「除去土壌の処分に関する検討チーム」委員名簿

	氏名	所属
1	飯本 武志	東京大学 環境安全本部 教授
2	大迫 政浩	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 領域長
3	甲斐 倫明	日本文理大学 保健医療学部 教授
4	武石 稔	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 原子力緊急時支援・研修 センター 防災支援研修ディビジョン 専門研修 グループ 嘱託 (テクニカルアドバイザー)
5	新堀 雄一	東北大学大学院 工学研究科 量子エネルギー工 学専攻 教授